

○須高行政事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(昭和41年12月26日)

須高衛生施設組合条例第8号)

改正 昭和52年6月15日 須行組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定に基づき、組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組合の財産の交換、譲与、無償貸付等)

第2条 組合の財産の交換、譲与、無償貸付等については、須坂市財産に関する条例（昭和39年須坂市条例第14号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月15日須行組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。